

## ◎非自発的失業者に対する軽減

倒産、解雇、雇い止めなどの理由で離職された方が、在職中と同程度の保険料負担で 医療保険に加入することができるよう、国民健康保険税の計算の基礎となっている前年の所得のうち、離職者本人の給与所得を 100 分の 30 とみなして計算します。

### 対象者

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、

- 1.雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)
- 2.雇用保険の特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職)

として求職者給付(基本手当等)を受ける方で、雇用保険受給資格者証の離職理由の番号が、下記の表のいずれかに該当する方

番号	非自発的失業となる離職理由
11	解雇(3年以上更新された非正規社員で雇い止め通知あり)
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
22	雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
31	正当な理由のある自己都合退職(倒産、退職勧奨、法令違反の労働環境など)
32	正当な理由のある自己都合退職(事業所移転に伴う通勤困難)
33	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間が12ヶ月以上)
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間が6ヶ月以上12ヶ月未満)

※「高年齢受給資格者」及び「特例受給資格者」の方は対象となりません。

### 軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

※軽減期間中に国民健康保険を離脱し、再度加入した場合は、その時の離職理由が非自発的失業でなければ終了となります。

### 手続き方法

軽減を受けるには申請が必要ですので、「雇用保険受給資格者証」をお持ちの上、すこやか子育て課(市役所1階9番窓口)でお手続きください。